

## 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書について

共済組合から住宅貸付等を借り受け、一定の要件を満たす組合員の方は、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

共済組合から所属所担当課を経由して「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」を送付しますので年末調整や確定申告の手続きにご利用ください。

借入れした時期	証明書の発行
平成 20 年 1 月から平成 20 年 12 月まで ※控除対象は、控除期間 15 年を選択した方	令和 4 年 11 月初旬
平成 25 年 1 月から令和 4 年 10 月まで	
令和 4 年 11 月から令和 4 年 12 月まで	借入れした翌月初旬

住宅貸付等で100万円未満の借入額の方、償還期間10年未満の方は発行対象外としています。

「証明書の発行」についてご不明な点は北海道都市職員共済組合福祉係へ、「住宅借入金等特別控除」については所轄の税務署にお問い合わせください。